

埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（案）の概要について

1 趣 旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定める。

2 内 容

(1) 国民健康保険保険給付費等交付金

市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため県が市町村に交付する国民健康保険保険給付費等交付金について、種類及び内容を規定する。

- ・ 普通交付金 保険給付に要する費用を市町村の請求により交付する
- ・ 特別交付金 医療費適正化の取組への支援等について交付する

(2) 国民健康保険事業費納付金

県が負担する国民健康保険保険給付費等交付金等に要する費用に充てるため、政令で定められた算定式に基づき市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金について、算定に用いる次の事項を規定する。

- ・ 県の所得係数を使用する
- ・ 市町村ごとの医療費水準を反映させる

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

【参考】国保制度改革後の国保財政の仕組み

